

「千葉ポートタワー前屋台村」屋台村出店募集要項

目的

「千葉ポートパーク屋台村事業」は千葉県の港湾施設「千葉ポートパーク」の指定管理者である株式会社塚原緑地研究所が、千葉ポートパーク、千葉ポートタワー及び周辺施設を利用するお客様に、イベントの実施と誘致による賑わいを創出し、利用者へのサービスの充実を図り、飲食物等の販売を行い、「行ってみたい」「また来たい」と思われる魅力のある公園づくりを目的とする。この趣旨に賛同いただける出店者を募ります。

主催・運営

千葉ポートパーク指定管理者 株式会社塚原緑地研究所

開催期間

4月1日～3月31日の土日祝日とゴールデンウィーク、夏休み、クリスマス、お正月、など

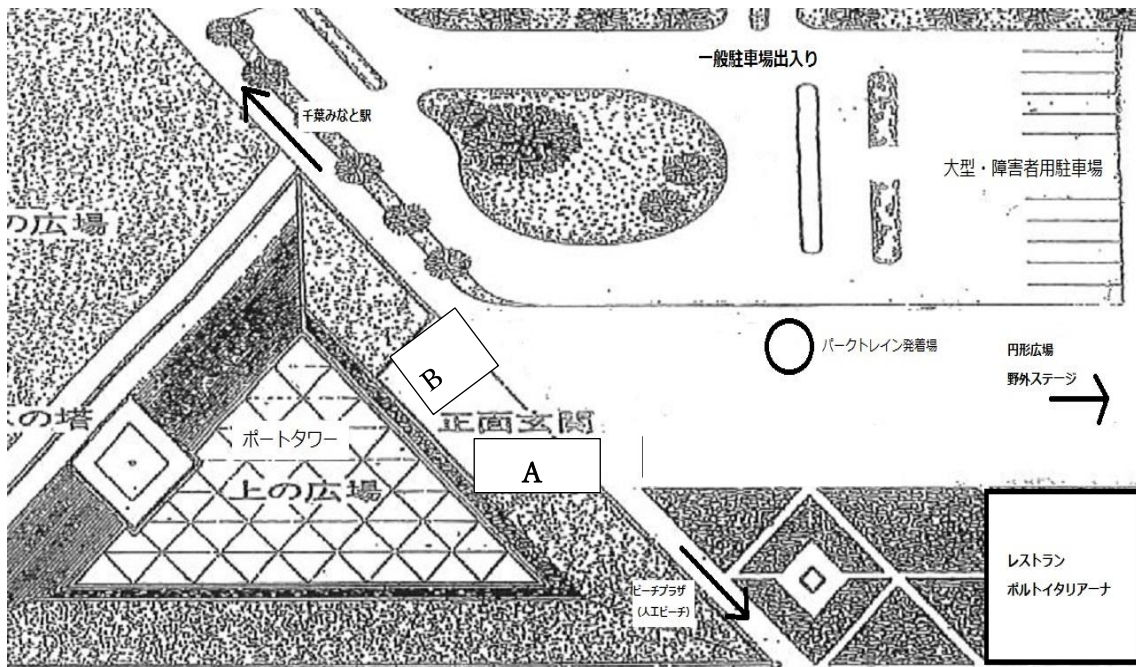
営業時間

10時～19時（準備と片付け時間は前後1時間）

会場

千葉ポートパーク ポートタワー前「出会いの広場」

出店位置図面



A-2～3区画、

B-2～3区画となります

出店規約

- 1 1 か月前の 1 日 AM10 : 00 より申し込み。
出店にあたり、利用料 1 区画 (3 m×3 m 程度)、テント出店もしくはキッチンカー 1 台、につき、1 区画出店 2 品目まで。(野菜販売は除く)
土曜日 1,000 円、日祝日 1,500 円、旧盆期間、フリマ開催時、クリスマス期間 2,000 円、【GW 期間は 5,000 円】、**プラス売り上げの 10 %のお支払いを当日撤収時に現金にて行って下さい。**
 - 2 利用時間は原則 9 時から 18 時とします。(季節により変更あり)
 - 3 飲食物や物販におけるトラブル(食中毒、商品の不良等)には、出店者が責任を負い対処する事。商品トラブルに関しては、管理者は責任を負わない事とする。
 - 4 **飲食物の販売品に関しては飲食店営業許可、食品衛生責任者のコピーを提出して下さい。**
 - 5 **キッチンカーでの出店の場合は、車検証コピーを提供して下さい。
(タイル保護のためタイヤ下に板、段ボールなどひいてください。)**
 - 6 **誓約書を提供してください。**
 - 7 電気、水道などを使用する場合は、出店者が用意して下さい。
(発電機、消火器、ポリタンク、水など)
 - 8 急な雨天や強風時のキャンセルは、当日の 9 時までにご連絡下さい。
 - 9 開始後のキャンセルは出来ません。
 - 10 販売物で出たゴミは出店者が回収を行ってください。
 - 11 出店者が重大な過失又は故意によりポートタワーの施設や備品に損害を与えた場合、出店者が賠償又は、弁償をする。その後の利用を制限する場合があります。
 - 12 勧誘行為を伴う出店はできません。
- * 4. 5. 6 は当日提出のない場合は出店できませんので、お気を付けください。
なお、2 回目からの出店は必要ありません。

申し込み問い合わせ

千葉ポートタワー 屋台村事業

担当 深田

TEL : 090-1612-3712

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉ポートパーク指定管理者
株式会社塚原緑地研究所
代表取締役 塚原道夫様

住所

氏名 ㊟

このたび、千葉ポートタワー前屋台村に出店するにあたり、下記に事項を遵守・履行し営業することを誓約します。

記

1. 千葉ポートタワー前屋台村出店募集要項を十分理解し遵守するとともに、その他協議事項にもとづき営業を行います。
2. 主催・運営者である株式会社塚原緑地研究所の職員の指示に従います。
3. 故意または重大な過失によって損害が発生した場合はその責任を負います。
4. 自己又は自団体の役員・関係者等が次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第2条第2号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過していない者
 - (3) 自己、自団体又は第三者の不正な利益を計る目的若しくは第三者の損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

●上記事項に違反した場合、直ちに店を撤去するとともに、出店の不許可・取り消しに伴う損害が生じても一切、管理運営者である株式会社塚原緑地研究所に対して要求いたしません。

以上